

随意契約によることとした理由

1 件名

都心のまちづくりワークスペース（仮称）運営等業務

2 業務概要

本業務は、まちづくり団体によるエリアマネジメント活動等を通じた都心の魅力づくりを推進するため、旧広島商工会議所ビルの9階に、まちづくり人材等を対象とした会員制の「都心のまちづくりワークスペース（仮称）」（以下「ワークスペース」という。）を設置し、都心の活性化に向けた活動を行うまちづくり人材等の交流促進を図ることを目的とする。

本業務の受託者は、ワークスペースについて、会員が交流拠点として利用できるよう整備し、利用受付や総合的な案内、にぎわい創出のための自主事業を実施するなど、ワークスペースの運営等を行うものである。

3 契約の相手方

(1) 所在地

広島市中区本川町三丁目1番5号

(2) 商号又は名称

株式会社H i n t

4 随意契約の根拠規定

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当

5 随意契約によることとした理由

本業務は、業務受託者が持つ知識や経験、それらに基づく提案力によって大きく業務成果の異なる性質の業務であることから、受託者の選定に当たっては、入札金額だけで受託者を選定する一般競争入札ではなく、業務の履行能力等を評価し、最も適した者を選定できる公募型プロポーザル方式を採用した。

同プロポーザルにおいては、2者から提案書が提出され、「都心のまちづくりワークスペース（仮称）運営等業務プロポーザル審査委員会」において審査した結果、当該業者の提案書が最も高い点数であり、最低限の水準を満たしたため、同者を受託候補者として特定した。